

校外での子どものトラブルで学校ができること

R6, 5月1日

校長の呟き
シリーズ②

釧路市立芦野小学校 校長 高島 昌之

どんどん暖かくなってくると、子ども達の活動範囲は広がります。活動範囲が広がれば、トラブルも増えます。校外で起きるトラブル（下校時、公園、家）に対し学校ができることを説明します。トラブルは、子どもの課題であり大人の課題ではありません。教師や親の関わり方は、子どもの為に解決をしてあげることではなく、子どもと共に解決策を考えることです。

しかし、命に関わることや人の不幸を喜ぶ行為（いじめやハラスメント）には、正しい考え方を教えたり代わりに解決してあげたりすることもあります。

【裏面もあります！】

1. 聴き取りと事実の確認

- ・ トラブルがあった子どもやその場にいた子どもからの聴き取りをする。
- ・ 聴取した事実のすり合わせをして、学校として押さえた「事実」を策定する。
- ・ 事実を確認しながら、どうするか（責任の取り方）を子ども達に考えさせる。

トラブル該当の子ども達は、下記のような主観的な事実をよく話します。

解釈介入「あいつは、思いっきり叩いてきた」（力の加減は相手にしか分からないのに）

時間移動「後ろから押してきた」（下校中トラブルの話し合いで、別日にされた事を訴える）

切り抜き「俺だって前にやられた、廊下で蹴られた」（叩いた事への仕返しで蹴られたのが事実）

すり替え「あいつ、赤信号を渡っていた」（大勢で逃げる一人を追いかけていたことへの聴取で）

学校で押さえた「トラブルの事実」と「指導内容」の保護者への説明例

- ① Aは「(Bから) バカ!」と言われた。Bは言った記憶がない。C、Dの2人は、誰に言ったか分からないがBが「バカ」と言ったのを聞いた。Eは、何も聞いていない。というのが事実です。
- ② Bには、「バカという言葉聞いたのが3人、聞いていないのが1人です。もう一度聞くけど、「絶対に言ってない」のか「話の流れでその言葉を出したかもしれないけど記憶にない」のか「聴いている人が2人もいるなら言ったかもしれない」なのか。どれかな? と聴きました。
- ③ Bは、3番目かもしれないと言ったので、「そうか〜、じゃあどうする、この後どうしたい?」と聞いたら謝ると言った。ので謝ってもらいました。
- ④ その時に、「Aも何か変えた方がいい行動はあったかな?」と聴いたら「うるせえ、お前こそバカだろ!」と言ったからそれはダメだと思う」と言った。(この後、この言葉についてBに謝った)
- ⑤ 4人を前にして、「売り言葉に買い言葉」の説明をして、怒らせるような「売り言葉」をされたら、買うことも無視することもできる。君たちはどちらにチャレンジする。という話をした。

2. 契約(約束)を交わす

- ・ 学校側(教師)が証人(仲介人)となって、「また、同じような場面になったらどう行動するか」「これから何の行動を変えるチャレンジをするか」という契約を交わす。
- ・ 同じようなトラブルが起きた時に、学校側(教師)は契約に沿って行動を査定し、「契約違反」だった行動について反省(変わらない過去を悔やむのが後悔で、何を変えればいいのかという未来を考えるのが反省)をしてもらう。
- ・ 「反省して行動を変える」のか、「また同じ行動をする」のかは、子どもの課題である。同じ行動が続く場合は、「話し合う時間を増やす」「学校と親で相談をする」等の対応をすることを伝える。(他人を変えることはできないが関係を変えることはできる)

3. 報復的正義と修復的正義

- ・ 明らかな過失行為は、謝罪とペナルティーを必要な範囲で指導する。
【**報復的正義**：悪いのは誰か？悪いものには罰則を与えるという正義】
 - ・ コソコソ話やニヤニヤ笑いなどの根拠や悪質性が曖昧な場合は、嫌だったという気持ちを相手に伝えて、これからどうするか？という関係性を話し合う。
【**修復的正義**：関係性を修復する権利を認めるという正義】
- ・ 下校中や公園などで起きるトラブルは、「10対0」の一方的なものはかなり少ない。互いに事実確認をして、**行動に焦点を当てて謝るべきことは謝る**。謝罪の個数が7個の児童と2個の児童などの差があるだけで、人格を否定するものではない。
 - ・ 話し合っ、「仲直り」するかどうかは子どもの課題である。許せなくて「距離」を取るのであれば、「一生」「1年間」「1週間」「○日だけ」「○○という行動がなくなると判断するまで」など「**いつからいつまで**」の話なのかを確認する。
 - ・ 距離を取る場合は、「**敬して近づかず**」を提案する。人は誰でも幸せになる為に生まれて来て、その権利を持っている。どんな人にも大事に思っている家族はいる。憎しみという感情は使わずに、人として命を敬い尊重尊敬するが、距離は置くものとする。
 - ・ 学校では、一緒に活動する場面がどうしても生じる。それが学校である。個人的な感情(私的)は心の隣において、やらなければいけないこと(公的)を行う。【**分別**】

学校ができること(やること)

- (1) 情報の収集(その場にいた児童) … 複数の教師や場所を使って同時に聴く場合があります。
 - (2) 解決に向けた話し合いの場を提供 … 校長室を使って一堂に集まり教師が司会をして進めます。
 - (3) 契約(約束)についての証人(見届け人) … 証人として「行動課題」を確認します。
- (注) 解決に向けての協力は最善を尽くすがトラブルの結末をどう迎えるかは子どもたちの課題である。
命に関わることや明らかな人の不幸を喜ぶ行為は、学校(教師)主導で解決(指導と契約)をする。